

利用に当たって

I 毎月勤労統計調査地方調査

この統計調査は、日本標準産業分類にいう鉱業、砕石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃借業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から産業及び規模別に無作為抽出された約660事業所を対象として調査を行ったもので、用語の定義等は、次のとおりである。

なお、調査期間は、月間（又は最終給与締切日前1ヵ月）である。

1 用語の定義

(1) 現金給与額

賃金、給料、手当、賞与、その他名称を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の総額をいう。

現金給与総額

「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

きまって支給する給与

労働協約、就業規則等により、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって、毎月同じように支給される給与で、「所定内給与」と「所定外給与（超過労働給与）」をいう。

所定内給与

きまって支給する給与のうち「所定外給与（超過労働給与）」を除いたものである。

所定外給与（超過労働給与）

きまって支給する給与のうち、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働等に対して支給される給与のことで、時間外手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

特別に支払われた給与

きまって支給する給与以外に支払われた給与で、次のいずれかに該当する給与をいう。

- 労働協約、就業規則等によらないで、一時的突発的理由に基づいて支払われた給与
- 労働協約、就業規則等により支払われた給与のうち、次に該当する給与
 - ・夏季・年末の賞与、期末手当等の一時金
 - ・3ヵ月を超える期間で算定される現金給与
 - ・臨時に支払われた現金給与（結婚手当等）
 - ・労働協約、就業規則等の改正によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことで、1日のうち1時間でも就業すれば、出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数で、休憩時間は除かれる。

総実労働時間数

「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

所定内労働時間数

事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数をいう。

所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいう。

(4) 常用労働者

期間を定めずに、又は1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者、あるいは日々又は1ヵ月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。

- 一般労働者
常用労働者のうちパートタイム労働者以外の者をいう。
- パートタイム労働者
常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者をいう。
 - ・ 1日の所定労働時間が一般労働者より短い者
 - ・ 1日の所定労働時間が一般労働者と同じで1週の所定労働日数が一般労働者より少ない者

(5) 労働異動率

月間の入・離職率は、採用や退職、出向、同一企業内の転勤などによって増加又は減少した常用労働者数を、前月末常用労働者数で除した値のことである。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{月間の増加(減少)労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$$

(6) パートタイム労働者比率

調査期間末常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合のことである。

2 調査結果の算定

この調査結果の数値は、抽出された調査事業所からの報告をもとに、本県の規模5人以上のすべての事業所(母集団)に対応するように復元して算定したものである。

3 指数の改訂

この調査は、事業所・企業統計調査に基づいて2～3年ごとに調査事業所の抽出替えを行っているが、その際、長期的な時系列の連続性を保つため指数及び増減率を修正している。

II 毎月勤労統計調査特別調査

この統計調査は、毎月の調査では把握されていない常用労働者1～4人の事業所における賃金、労働時間及び雇用を明らかにして、「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的とし年1回実施している。

抽出された調査区内にある約340事業所を対象として調査を行ったものである。

なお、調査期日は平成22年7月31日現在(給与締切日の定めがある場合は、平成22年7月の最終締切日現在)である。

利用上の注意

- 1 金額、日数及び時間数は、特に表示しない限り、常用労働者の1人当たり月平均である。
- 2 前年同月(期)比は指数(指数の作成が困難であるものは実数)により算出している。
- 3 「△」は減、「X」は秘匿値、「—」は集計数値がないことを示している。
- 4 統計表中の数値は四捨五入しているため、個々の数値の合計は合計欄の数値と一致しない場合がある。
- 5 鉱業、砕石業、砂利採取業については、調査事業所数が僅少のため公表していない。ただし、調査産業計はこれを含めて算定したものである。
- 6 平成21年1月分調査において「平成18年事業所・企業統計調査」の常用労働者数を新母集団とする標本事業所の抽出替えを行った。これにより抽出替え前後の調査結果にギャップが生じることから、時系列的な比較が可能となるよう指数及び増減率を過去に遡って改訂(ギャップ修正)している。そのため過去に公表した数値と一致しない場合がある。
なお、実数値については改訂を行なわないため、ギャップ修正した増減率と実数から計算した増減率は必ずしも一致しない。
- 7 平成22年1月分から新産業分類(平成19年11月改訂の日本標準産業分類)に基づき公表している。平成21年以前の結果との接続については、次頁を参照のこと(「III 事業所規模1～4人(特別調査)」を除く)。

毎月勤労統計調査地方調査山口県公表における表章産業一覧

表章産業（新産業分類 H22.1～）		旧産業との接続区分	平成21年以前の表章産業（旧産業分類）	
大分類	TL 調査産業計	○	TL	調査産業計
	C 鉱業、採石業、砂利採取業	◎	D	鉱業
	D 建設業	◎	E	建設業
	E 製造業	◎	F	製造業
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	◎	G	電気・ガス・熱供給・水道業
	G 情報通信業	▲	H	情報通信業
	H 運輸業、郵便業	▲	I	運輸業
	I 卸売業、小売業	▲	J	卸売・小売業
	J 金融業、保険業	◎	K	金融・保険業
	K 不動産業、物品賃借業	×	L	不動産業
	L 学術研究、専門・技術サービス業	×		
	M 宿泊業、飲食サービス業	×	M	飲食店、宿泊業
	N 生活関連サービス業、娯楽業	×		
	O 教育、学習支援業	▲	O	教育、学習支援業
	P 医療、福祉	○	N	医療、福祉
	Q 複合サービス事業	▲	P	複合サービス事業
	R サービス業（他に分類されないもの）	×	Q	サービス業（他に分類されないもの）
	中分類	E09.10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	◎	F09.10
E11 繊維工業		×		
E12 木材・木製品製造業（家具を除く） ※E-括分1での表章			F13	木材・木製品製造業（家具を除く）
E13 家具・装備品製造業 ※E-括分1での表章			F14	家具・装備品製造業 ※F-括分1での表章
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業		△	F15	パルプ・紙・紙加工品製造業
E15 印刷・同関連業		◎	F16	印刷・同関連業
E16.17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業		×		
E18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） ※E-括分1での表章			F19	プラスチック製品製造業（別掲を除く） ※F-括分1での表章
E19 ゴム製品製造業		◎	F20	ゴム製品製造業
E21 窯業・土石製品製造業		○	F22	窯業・土石製品製造業
E22 鉄鋼業		◎	F23	鉄鋼業
E23 非鉄金属製造業 ※E-括分1での表章			F24	非鉄金属製造業 ※F-括分1での表章
E24 金属製品製造業		◎	F25	金属製品製造業
E25 はん用機械器具製造業 ※E-括分3での表章			F26	一般機械器具製造業
E26 生産用機械器具製造業 ※E-括分3での表章			F26	一般機械器具製造業
E27 業務用機械器具製造業 ※E-括分3での表章			F31	精密機械器具製造業 ※F-括分1での表章
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			F29	電子部品・デバイス製造業 ※F-括分2での表章
E29 電気機械器具製造業 ※E-括分2での表章			F27	電気機械器具製造業 ※F-括分2での表章
E30 情報通信機械器具製造業 ※E-括分2での表章			F28	情報通信機械器具製造業 ※F-括分2での表章
E31 輸送用機械器具製造業		◎	F30	輸送用機械器具製造業
E32.20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業 ※E-括分1での表章			F32	その他の製造業 ※F-括分1での表章
ES1 E-括分1 (E12、E13、E18、E23、E32、20)		×	FS1	F-括分1 (F14、F19、F21、F24、F31、F32)
ES2 E-括分2 (E29、E30)		×	FS2	F-括分2 (F27、F28、F29)
ES3 E-括分3 (E25、E26、E27)			FS3	F-括分3 ※表章せず
I-1 卸売業（I50～I55）		△	J-1	卸売業（J49～J54）
I-2 小売業（I56～I61）		×	J-2	小売業（J55～J60）
M75 宿泊業				
MS M-括分				
P83 医療業				
PS P-括分				
R91 職業紹介・労働者派遣業 ※表章せず			Q80	専門サービス業（他に分類されないもの）※表章せず
R92 その他の事業サービス業 ※表章せず			Q81	学術・開発研究機関 ※表章せず
			Q84	娯楽業 ※表章せず
RS R-括分 ※大分類と重複のため表章せず	×	QS	Q-括分	
特掲産業	TK1 特掲産業1（化学工業）	×		
	TK2 特掲産業2（石油製品・石炭製品製造業）	◎	F18	石油製品・石炭製品製造業

（注）「旧産業との接続区分」欄の、◎、○、△、▲を単純に接続。

記号は、平成18年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動（全国結果）を表したもので、見方は以下のとおり。

◎：完全に接続

○：常用労働者数の変動が0.1%以内

△：常用労働者数の変動が1.0%以内

▲：常用労働者数の変動が3.0%以内

×：その他